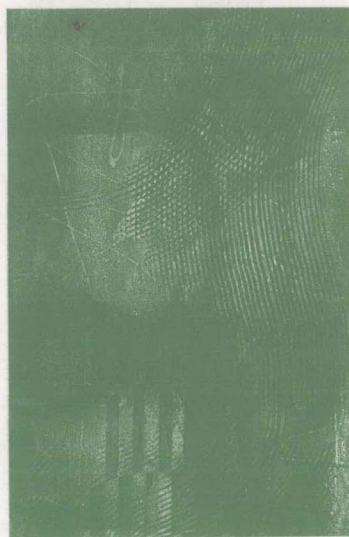


中小企業政策の 日本的構図

日本の戦前・戦中・戦後

寺岡 寛 著



中小企業政策の 日本的構図

日本の戦前・戦中・戦後

寺岡 寛 著



〔著者紹介〕

寺岡 寛（てらおか ひろし）

1951年 神戸市に生まれる

関西大学工学部・大阪市立大学経済学部卒業

大阪府立産業開発研究所勤務などを経て、

現在、中京大学経営学部教授

京都大学博士（経済学）

専攻は比較中小企業政策論

主 著 『アメリカの中小企業政策』（信山社、1990年）

『アメリカ中小企業論』（信山社、1994年、増補版、1997年）

『日本の中小企業政策』（有斐閣、1997年）

『日本型中小企業一試練と再定義の時代一』（信山社、1998年）

『日本経済の歩みとかなち成熟と変革への構図一』（信山社、1999年）

Economic Development and Innovation ; An Introduction to the History of Small and Medium-sized Enterprises and Public Policy for SME Development in Japan (Japan International Cooperation Agency, 1996)

中小企業政策の日本的構図——日本の戦前・戦中・戦後

2000年8月30日 初版第1刷発行

著 者 寺 岡 寛

発行者 江 草 忠 敬

発行所 株式会社 有斐閣

東京都千代田区神田神保町2-17

電話(03)3264-1315〔編集〕3265-6811〔営業〕

郵便番号101-0051

<http://www.yuhikaku.co.jp/>

印刷 株式会社合同印刷

製本 新日本製本株式会社

制作・株式会社有斐閣アカデミア

©2000, 寺岡 寛.

Printed in Japan

落丁・乱丁本はお取替えいたします

ISBN 4-641-16100-3

〔日本複写権センター委託出版物・特別扱い〕 本書の無断複写は、著作権法上での例外を除き、禁じられています。本書は、日本複写権センターへの特別委託出版物ですので、包括許諾の対象となっておりません。本書を複写される場合は、日本複写権センター(03-3401-2382)を通して、その都度、有斐閣の許諾を得てください。

★定価はカバーに表示してあります

は し が き

人のすべての営みに歴史がある。中小企業政策もまたそうである。わが国の中小企業政策の形成・実施の経緯にも、その背景と政策思想の一定の成熟があった。なにもこれはわが国だけに固有なことでない。現在、中小企業政策・制度をもつ国にはそれぞれの歴史的経緯がある。

戦後のわが国中小企業政策の具体的な展開とその制定過程については、すでに前著『日本の中小企業政策』（有斐閣、1997年）で具体的に論じた。昭和30年代に本格的な展開をみせた日本の中小企業政策は、戦後改革の下での米国型政策論理と戦前来のわが国の政策論理との拮抗関係のなかでその方向が定まった。

では、戦後改革の下で米国型の政策論理は一体何であったのか。また、戦前来の日本型の政策論理はどのような特徴を帯びていたのか。本書ではこうした問題設定を行った。すなわち、戦前期、日本の場合、どのような経緯で中小企業が政策対象とされ、その政策目標とこれに至る政策手段がどのようにして模索・実行されてきたのか。また、その背景にあった政策思想や政策論理は何であったのかを本書では遡りたい。

対象時期としては、昭和初期、戦時期、そして戦後改革期までを取り上げた。昭和初期の中小企業政策形成の背景にあった基本的な考え方が、戦時期にどのように継承され、あるいは変容したのか。また、さらにそれが戦後の諸改革のなかでどのように底流として生き続けたのか。あるいは途絶え、さらにはどのような新たな展開をみせたのか。こうしたことを考察するのが本書の目的である。

本書はつぎのような構成になっている。序章では、戦前期の中小企業と中小企業政策の概念をまとめた。いわば本書の総論部分である。第1章は中小企業政策が具体的な形を取りはじめた昭和恐慌期の展開と、この前史を取り上げた。第2章は政府が中小企業政策の具体的な実施手段の模索と経験を積んだ戦時統制期の展開を分析する。第3章では米国占領下の展開が考察対象となっている。特にここでは米国型政策論理の中心を占めた独占禁止政策に焦点を絞り、その展開を具体的にみた。終章は全体のまとめ部分にあたる。戦前・戦中・戦後改

革期を通じて、日本の中小企業政策論理の重心がどこにあり、その特徴が何であったのかを探っている。

具体的な中小企業施策については、ほぼ毎年のように政治の結果として幾つかの制度が付加されるのが通例である。こうした制度面のみの分析に固守すると、ややもすれば中小企業政策の底流を見落とすことにもなる。中小企業政策は、ほかの経済政策と同様に単に経済的論理のみで形成されるものではない。

それは経済的論理と政治的論理がせめぎ合い、衝突と妥協を繰り返した結果でもある。この意味では、本書では中小企業政策が形成された時期の日本経済の構図を押さえるだけでなく、それを政策形成過程からもとらえようとした。

現在、わが国の大学で中小企業政策を取り上げた単独講座はそう多くはない。私もまた勤務校で中小企業論を担当しているが、この接近方法は主として産業構造の面から中小企業の存立変化をとらえている。したがって、中小企業政策にまで言及するのは稀であった。ところが、京都大学と関西学院大学で中小企業政策を講じる機会を与えられた。

京都大学経済学部の渡邊尚先生、今久保幸生先生、関西学院大学経済学部の西田稔先生には中小企業政策を講じる機会を与えていただいた。と同時に、いつも有益なヒントを与えていただいた。心から感謝申し上げたい。こうした機会がなければ、原資料や先人の業績にあたったりしながら、怠惰な私が講義ノートを自転車操業的に作成することはなかったかもしれない。本書はこうした作業がベースとなった。

資料・史料収集については、いつもながら大阪経済大学中小企業・経営研究所の小川都与子氏、中京大学図書館、私が所長を務める中京大学中小企業研究所のスタッフの方々にお世話になった。兵庫県県議会図書室の方々にもご配慮いただいた。また、信山社出版株式会社の渡辺左近氏には戦後改革資料の貴重なコピーを提供していただいた。お礼を申し上げたい。

本書は歴史を扱ったとはいえ、その当時の問題の今日的意味を追い、常に現在の問題も意識においた。ゆえに、中小企業や中小企業政策に関係するいろいろな方々にもインタビューを行った。こうしたことが本書の隠し味になっていれば、忙しい時間を割いて私の調査に付き合っていただいた方々への少しの恩返しになったのではないかと思う。こういう機会の設定にはいつも伊藤靖徳氏

のご協力を得ることができた。また、中小企業政策を考える際の基本概念の「設計」では、何人かの友人ならばどう考えるだろうかという思いがあった。この筆頭は高須健至氏であった。心から感謝申し上げたい。

本書は筆者の勤務先である中京大学経営学部の研究双書として発刊される。発刊にあたっては経営学部の同僚諸氏、中京大学のさまざまな関係者の方々のご支援をいただいた。お礼を申し上げたい。

また、有斐閣書籍編集第2部の伊東晋部長には、本書のような地味な研究分野に出版の機会を与えていただいた。適切な感謝の言葉もない。また、有斐閣アカデミアの岡村孝雄氏には今回も構想段階から有益な助言とともに、編集面でもいろいろとご指導賜った。私にとって岡村氏は『アメリカの中小企業政策』を上梓して以来、編集者と著者という関係以上の政策研究上の有力なりりフエースといってよい。それほど私にとってかけがいのない人である。心から感謝したい。

参考までに、本書のベースとなった既発表論文については初出一覧として後掲した。これらはいずれも本書にたどり着くまでの足場であった。実際にはこれらのほとんどの部分に新たに手を入れたり、見直したりした。

2000年8月

寺 岡 寛

初 出 一 覧

序 章 中小企業と中小企業政策

「中小企業と中小企業政策—中小企業という用語をめぐる—」『中小企業季報』

No.3 (1997年11月), 大阪経済大学中小企業・経営研究所

「『社会政策時報』と中小商工業問題—問題認識と政策課題の形成を中心として—」

『中小企業研究』第21号 (1999年12月), 中京大学中小企業研究所

第1章 昭和恐慌と中小企業政策

「昭和恐慌と中小商工業—政策展開を中心に—」(1), (2)『中京経営研究』第8巻第

1号 (1998年7月), 同第8巻第2号 (1999年2月), 中京大学経営学部

第2章 戦時統制と中小企業政策

「戦時統制と中小商工業—政策展開を中心に—」『中小企業研究』第20号 (1998年

12月)

第3章 戦後改革と中小企業政策

「戦後改革と中小企業—政策展開を中心に—」(1), (2)『中京経営研究』第8巻第2

号 (1999年2月), 同第9巻第1号 (1999年9月)

第3章補論 地方自治体と中小企業政策

「地方自治体と戦後中小企業政策の展開—昭和20年代・昭和30年代の大阪府立商工

経済研究所の調査活動を中心に—」(1), (2)『中京経営研究』第7巻第1号 (1997

年7月), 同第7巻第2号 (1998年2月)

終 章 中小企業政策の日本的構図

「中小企業政策の日本的構図—組織化の政策論理をめぐる—」『中小企業季報』

No.4 (2000年2月)

目 次

は し が き	
初 出 一 覧	
表 目 次	

序 章 中小企業と中小企業政策 (1～18)

は じ め に	1
第1節 「中小企業」をめぐって	1
第2節 中小企業問題と中小企業政策	12

第1章 昭和恐慌と中小企業政策 (19～109)

は じ め に	19
第1節 日本経済と昭和恐慌	19
第2節 中小企業の存立状況	21
1 工 業 分 野	21
2 商 業 分 野	26
3 金 融 状 況	30
第3節 中小企業政策の展開	40
1 組 織 化 政 策	41
(1) 議 会	41
(2) 政 府	54
2 産 業 合 理 化 政 策	61
(1) 議 会	61
(2) 政 府	67
3 金 融 助 成 政 策	72

(1) 民 間	72
(2) 議 会	78
(3) 政 府	88

第2章 戦時統制と中小企業政策 (111～172)

はじめに	111
第1節 戦時統制と中小企業	111
1 戦時統制前	112
2 戦時統制下	116
第2節 戦時統制政策の進展	121
1 日中戦争期	121
2 太平洋戦争期	128
第3節 戦時統制と中小企業政策	135
1 日中戦争期	135
2 太平洋戦争以降	151
3 中小企業政策の変容	161

第3章 戦後改革と中小企業政策 (173～256)

はじめに	173
第1節 戦後改革の展開	174
1 浸透と転換	174
2 制度改革の転換	176
(1) 独占禁止法	178
(2) 事業者団体法	181
(3) 「独占禁止法」の改正	190
(4) 「事業者団体法」の改廃	201

第2節 中小企業の存立状況	216
1 敗戦からドッジライン	216
2 朝鮮戦争と戦後復興	221
第3節 中小企業政策の展開	229
1 改革期の中小企業政策	229
2 中間期の中小企業政策	234
3 転換期の中小企業政策	242
4 改革と角逐	247
補 論 地方自治体と中小企業政策	255

終 章 中小企業政策の日本的構図 (257～264)

1 政策と問題	257
2 政策と形成	258
3 政策と構図	260
あ と が き	265

索 引

事 項 索 引	269
人 名 索 引	274
法律・法案等索引	276

表 目 次

第1章 昭和恐慌と中小企業政策

表1-1	中小工業製品の生産額推移（大正元年～昭和10年）	22
表1-2	中小工業製品の輸出額推移（大正元年～昭和10年）	23
表1-3	製造業・業種別にみた工場数，従業者数，生産額の推移（大正3年～昭和14年）	24
表1-4	金属・機械器具製造業での工場数の推移と1工場当たり平均従業者数の推移（大正3年～昭和14年）	25
表1-5	東京市の日用品販売店数と1営業者当り世帯数（昭和5年7月末調査）	27
表1-6	東京市における小売業業種別の半径5町（545メートル）以内の業者数（昭和5年調査）	28
表1-7	東京市における小売業業種別開業年（昭和5年調査）	29
表1-8	機関別の金融関連統計（大正元年～昭和10年）	31
表1-9	融通先別にみた中小商工業者の資金調達の実態（東京市，昭和5年調査）	34
表1-10	融通先別にみた中小商工業者への融通額の状況（東京市，昭和5年調査）	35
表1-11	融通先別にみた中小商工業者への融通額の分布（東京市，昭和5年調査）	36
表1-12	銀行における中小商工業者への貸付利率の分布（東京市，昭和5年調査）	37
表1-13	金貸業における中小商工業者への貸付利率の分布（東京市，昭和5年調査）	38
表1-14	「重要輸出品工業組合法」に基づく組合設立数（大正14年～昭和6年）	59
表1-15	「工業組合法」に基づく業種別組合設立数（昭和6年6月末）	60
表1-16	商業組合数，同組合員数，出資総額の推移（昭和7年度末～昭和13年度末）	60

表 1-17	主要商工会議所による昭和恐慌下の中小商工業者金融助成制度案 の概要	76
表 1-18	大蔵省預金部資金による中小商工業者応急資金（運転資金）融通 制度の概要（昭和 3 年）	90
表 1-19	大蔵省預金部資金中小商工業者応急資金融通制度の府県配付額 （昭和 3 年 7 月 17 日時点）	91
表 1-20	商工組合中央金庫の主要勘定と特殊銀行貸出額（昭和 12 年～昭和 17 年）	99

第 2 章 戦時統制と中小企業政策

表 2-1	製造業の概要（昭和 4 年～昭和 20 年）	113
表 2-2	製造業の構造変化（昭和 4 年～昭和 20 年）	114

第 3 章 戦後改革と中小企業政策

表 3-1	中小企業金融の実態（昭和 23 年 12 月末調査）	218
表 3-2	調整組合（連合会）と調整規定（総合調整計画）の許可状況（昭 和 28 年 10 月 1 日時点）	224
表 3-3	調整組合の制限率と組織状態（昭和 28 年 10 月 1 日時点）	225
表 3-4	「中小企業等協同組合法」による組合設立数の推移（昭和 25 年 5 月～昭和 30 年 4 月）	239
表 3-5	事業協同組合、企業組合等の業種別組織化状況（昭和 30 年 4 月 20 日時点）	240
表 3-6	昭和 20 年代・30 年代における適用除外法令別カルテル件数の推移 （昭和 28 年～昭和 39 年）	246

序 章 中小企業と中小企業政策

はじめに

中小企業政策が模索され、それが実行に移された前提には、まずは中小企業問題の発生とその政治的重要性の認識があった。これはそれぞれの国において「中小企業」という言葉がいつ、どこで、だれが、何のために、どのようにして使われたのかに関連する。

では、「中小企業」という言葉（＝鍵用語）の系譜はわが国においてどこまで遡れるのか。以下では、政策用語としての「中小企業」という概念の歴史の変遷をみる。いうまでもなく、この作業は中小企業問題への「官の意識」のあり方を探ることでもある。

第1節 「中小企業」をめぐって

「中小企業」という用語は昭和初期の各種文献や議会資料などに散見される。しかし、その定着は概ね第二次大戦後といってよい。これ以前はもっぱら「中小商工業」という用語が使用された。さらに、明治後期や大正期には「小工業」という用語が使用された。たとえば、明治期には横山源之助『日本の下層社会』（明治32〔1899〕年）には、小工業という言葉が登場する。

「我が日本の工業社会は明治維新の革命とともに、西洋諸国の諸種の器械入

り、紡績業起り、製絨業起り、鉄鋼業起り、燐寸業起り、年々各種新工業起りて、到るところ煙突聳え、轟々たる蒸気の音を聞くに至れり。退きて旧来より存する小工業の状態を見れば、年々新工業のためにその範囲を侵略せられながら、なおその大半は依然として存し、種々の貨物を生産し吾人の需用^(マ)に¹⁾応じつつあり」。

横山は日清戦争後のわが国産業の様子を描き、少数とはいえ政府の保護の下に「幾多の大工場」が生まれてはいるものの、小工業の広範な存立を記した。具体的には江戸期から継承された指物、袋物といった在来業種に加え、帽子、洋服縫製、洋傘、石鹼など明治以降の移植業種が挙げられた。こうした業種での小工業の存立については、大正期でも『社会政策時報』あたりでよく取り上げられた。²⁾

ただし、経営規模自体を示唆する「中・小」という企業規模概念は、すでに明治期の文献にみられる。たとえば、明治30 [1897] 年初版発行の田島錦治『最近経済論』である。同書第1編「生産論」第2章「生産ノ条件」第2節「生産ノ経済的条件（個別事件）」で、田島は「営業ノ範囲ヲ標準トスルトキハ企業ニ大中小ノ三アリ」と分類した後、さらに「大中小ノ企業」を「企業ニ大中小ノ区別アリト雖モ是レ素ヨリ関係的ノモノニシテ到底精確ニ其分界ヲ明カナラシムルコトヲ得ス今『クラインウェヒテル』及『シュエンベルヒ』氏等ノ所説ニ従ヒ此三企業ノ区別ヲ述フルハ左ノ如シ」³⁾として、それぞれをつぎのように定義した。

- ① 小企業—「企業者カ同時ニ労働者ヲ兼スルモノヲ云フ即チ小企業ノ作業ハ未ター人ヲシテ総テノ時及ヒ力ヲ尽サシムルニ足ラスシテ企業者ノ労働力カ生産ノ最要素ヲ占ムルモノヲ云フ或ル場合ニ於テハ其ノ労働力ノ性質卓絶セルコト要ス（例ヘバ美術家又ハ機械師ノ如シ）然レトモ普通ノ場合ニ於テハ通常ノ労働ト一般ニシテ又助手ハ全ク之レナキカ若クハ僅カニ之レアルニ過キス且ツ助手ハ企業者ト同一ノ場所ニ於テ同一ノ道具ナリ又企業者ハ極メテ小額ナル固定及流動資本ヲ使用シ且ツ固定資本ヨリハ流動資本ヲ多ク用ユルヲ常トス又此企業者ノ純収入ハ^(マ)重モニ労働ニ対スルモノニシテ企業ニ対スルモノハ唯タ其小部分ニ過ス而シテ彼ノ収入ハ通常中等以下ノ社会階級ノ収入ニ相当スルモノナリ又此種ノ企業ハ大抵個人的企業ニ

属スルモ亦往々組合の企業タルコトアリ⁴⁾」。

- ② 大企業—「一人又ハ多数ノ人（会社）ヲシテ総テノ時トカトヲ其企業ニ尽サシムルモノヲ云フ企業者ハ唯タ企業ノ作業ニノミ従事シ手工的、技術的ノ労働ハ総テ自己ノ助手ヲシテ之ヲ行ハシムルモノトス又此等ノ助手ハ通常多数ニシテ之ヲ指揮監督センカ為メニ相当ノ人ヲ要スルヲ通常ト為ス大企業ニ在テハ大資本特ニ固定資本ナカル可カラス而シテ其生産物ハ重モ^(ママ)ニ資本ニ因ルモノタリ又其収入ノ大部分ハ即チ資本ニ対スルノ報酬ニシテ其生産ハ常ニ分業ニ依リテ行ハルルモノナリ大企業カ同時ニ個人的ノ企業ナルトキハ其収入ハ高等社会階級ノ収入ニ達スルヲ常トス而シテ此企業ニ於テハ助手ノ数ハ企業者ヨリ非常ニ多ク又助手ノ大部分ハ下等労働者ニシテ彼等ト企業者トハ社会階級ニ於ケル地位大ニ隔絶セリ此企業ハ或ハ個人的企業タリ或ハ会社⁵⁾の企業タリ」。

- ③ 中企業—「拾カモ大小企業ノ中間ニ位スルモノニシテ其企業者ハ自ラ労働ニモ従事スト雖モ其程度ハ小企業者ノ如ク大ナラス而シテ該企業者ハ常ニ助手ヲ有シ資本ハ固定、流動共ニ小企業ヨリハ多ク使用セラレルト雖モ^(ママ)其生産物ハ重モニ労働の生産物タリ又企業者ノ収入ハ通常彼ヲシテ中等以上ノ所得階層ニ属セシム此部類ニ属スルモノハ即チ大ナル手工業家及小製造場ノ持主ノ如キ是ナリ又此企業ハ原則トシテハ個人的企業タリト雖モ稀ニ合名会社ノ如キ会社⁶⁾のモノヲ亦之レアリ」。

田島は雇用者数や資本の多寡から企業規模概念を展開させ、「大企業ハ小企業ニ比スレハ生産上種々ノ長所アリ」として特に規模の経済性を挙げ、「巨大ナル資本即チ高価ナル機械ノ運転ニ依リテ」小企業を「圧倒」「廃滅」する産業分野が考えられることを示唆した。また、「分業ヲ完密ヲ要セサルモノ並ニ企業者ノ優勝ナル識見ヲ要セサル如キ生産業ニ在テハ大企業ヨリ寧ロ小企業ヲ可トスルコト多シ故ニ社会主義ノ学者カ総般ノ小企業ハ大企業ノ為メニ⁷⁾圧倒セラルルモノノ如ク思惟スルハ実ニ誤謬ノ見解ニシテ畢竟杞憂タルニ過キス」と結論付けた。大企業に「圧倒」されていない「小中企業」の具体的事例は修繕業と製造業においてつぎのように示された。

- (a) 「既ニ存在セル工業の生産物ノ維持ニ関スル業（修繕業ノ如シ）ニシテ^(ママ)重ニ労働的ノ作業ニ属シ且ツ僅少ナル資本ヲ要スル如キモノ」一車、時計、

銃器の修繕業、靴・皮革製品の修繕業等。

- (b) 「市場ノ範圍狹隘ナルカ為メニ大企業ノ成立スルコトヲ能ハサルカ如キ工業」—（「小都邑ニ於ケル」）屠肉、麵包舗、靴店、裁縫師、建築師。
- (c) 「分業及大資本即チ高価ナル大機械ノ使用ヲ適用スルコト能ハスシテ且ツ高等ナル企業者ノ識見要セサル如キ工業」—陶器、陶磁器、活版業、石版印刷業、銃器製造業、木挽業、玩具品等。
- (d) 「企業者自身ノ高尚ナル技術的ノ熟練ヲ要スルモノ」—美術品。
- (e) 「特別ノ人々ノ需要ニ応スルカ如キ生産業ニシテ所謂詭向ノモノ」—裁縫業、造靴業、指物業、錠前等。

田島は「大中小ノ企業」の結論部分で、以上のような産業別特性による小企業の存立条件のほかに小企業の重要な残存要素についてもふれ、つぎのように論を結んだ。

「小中企業カ大企業ト共ニ競争シ得ヘキ場合尚ホ少ナカラス小企業者ハ種々ノ組合即チ信用組合（貸貸協会トモ云フ）、原料購買組合、共同販売組合、器具機械組合等ヲ結成シテ大企業ト競争スルヲ得ヘク又近來ノ發明ニ係リ漸ク流行ノ微アル小発動機ハ小企業者ヲナシテ從來大企業トハ競争スルコト能ハサルカ如キ企業ニシテ尚ホ従事スルヲ得セシムルニ至レリ」⁸⁾。

その後、とりわけ、大正期のわが国の産業発展を振り返るとき、田島の指摘した組織化と小発動機による動力化対応のうち、協同組合制度の工業への普及には種々の問題があったものの、動力普及への観点は慧眼であった。

田島は「大中小ノ企業」で大企業と小企業を中心に論を展開し、中企業については大企業と小企業との間にある中間形態として形式的にとらえただけで、これに積極的な位置づけを行ったわけではなく、もっぱら「小」概念を展開した。当時のわが国の産業組織の現状からみて、工販を含め一部の近代工場など大企業部門と絶対的多数を占める手工業的小企業の広範な存在からみれば当然であったともいえよう。前述のように、同時期の横山源之助の『日本の下層社会』でも「小工業」という用語が支配的で、実質的に「中工業」という用語は使用されていない。

この傾向は、『社会政策時報』の中心的な執筆陣の1人であった桑田熊蔵が明治40〔1907〕年に著した『工業経済論』でも同様であった。ここでももっぱ

ら「小工業」が使用された。同書第7章「大工業ト小工業ノ競争」で、桑田は「小工業」概念に明確な定義を与えたわけではないが、ドイツ等での小工業（＝手工業）をめぐる論争の紹介を通じて、「工業ノ種類ニ依ッテハ小工業が生存ノ余地実ニ綽然タルコトヲ知ルベシ⁹⁾」として小工業の残存が可能であることを述べた。桑田の残存促進要素は田島の主張とも重複する部分もあるが、参考までにまとめておこう。

- ① 器械ノ応用—「(欧州で一引用者注) 動力ヲ小工業者ニ配付スルコト盛ニ行ハルルヲ見ル……原力使用ノ便宜ヲ独り大工業ノミ占有セシメズ小工業者ヲシテ或程度マデハ原力ニ依ル器械ノ応用ヲナシ……換言スレバ器械ノ応用ニ関シテ大工業ニ対スル小工業ノ競争力ヲ強ムルノ力アルモノトス¹⁰⁾」。
- ② 資金ノ運転—「比較的信用ニ厚キ大工業者が小工業者ニ比シテ低利ノ資金ヲ得ルハ已ムヲ得ザルコトナリ……独逸ニ於テハ信用組合ナル一種ノ金融機関ハ次第ニ発達シ工業資金ニ関シテ小工業者ヲ利スルコト大ナルモノアリ……此制度ニシテ広ク行ハルルニ至ラバ工業ノ競争ニ於ケル小工業ノ地位ハ必ラズシモ危殆ナリト云フ可ラズ¹¹⁾」。
- ③ 原料購入—「原料購入ニ就イテ大工業ハ小工業ニ比スレバ大ニ利益ノ地位ニ立テルコト亦疑ヲ容レズ……是レ亦大工業ニ対シテ小工業ノ勢力常ニ薄弱ナル一原因ナリ……若シ此種ノ組合(原料購買組合)ニシテ小工業者ノ間ニ普及スルニ至ラバ原料ノ購入ニ就イテ小工業者モ亦大工業者ニ比シテ其不利益ヲ減少スルコトヲ得ベク、従ッテ其競争力ヲ助成スルニ於テ至大ノ効果アルヤ言ヲ俟タズ¹²⁾」。
- ④ 製品ノ販売—「共同販売組合ヲ組織シ以テ共同販売ヲナスコトセンカ、……工業ニ対シ小工業ノ競争力ヲ助成スルヤ大ナリト云ハザル可ラズ……今此種ノ組合ニシテ他種ノ工業及ヒ由ッテ小工業ノ團結ヲ図ルコトナラバ、小工業者ノ前途未ダ憂フルニ足ラザルモノアルベシ¹³⁾」。

他方、「小経営」あるいは「中小経営」という概念も使用され始めた。たとえば、関一の『工業政策』(上・下)(明治44[1911]年)である。関もまた先述の著作と同様に欧州諸国、とりわけドイツ社会政策学会での小工業(＝手工業)の残存性をめぐる甲論乙駁を紹介した上で、英米の状況に言及した。すな